

フランスの「人体の不思議展」に中止判決

石塚 秀雄

0. はじめに

1995年以来、世界各地で開催されている「人体の不思議展」は、すでに3000万人が見学している。日本でも各地で開催され、当研究所を含め一部から開催について疑義と反対が起きている。フランスにおいても「人体の不思議展」反対運動が取り組まれている。その特徴は反対運動側が裁判を起こして差し止めたことである。2009年4月21日にパリ小審判所で中止判決がだされ、被告の主権者側が控訴して同4月30日にパリ控訴院（高等裁判所）が再度中止判決をだした。フランスでは軽度の問題については短期間で裁判を行う制度があるためである。これはフランス国内で、リヨンやマルセイユで開催され、パリにおいて2009年2月から開催されていたことにたいして、人権団体などが告訴し、展示会開催者から控訴されていた裁判で、中止判決がだされたものである。フランスにおける経過について、いくつかの資料の内容紹介を行う。なお、雑誌掲載の都合上、翻訳は全訳ではなく、要約した部分訳である。資料における【 】は訳者補注。

1. 「中国への連帯、死刑反対会議 (ECPM)」による「人体の不思議展」反対文書 (2009.2)

【ECPMはフランスのアソシエーション法(1901年)に基づく団体で、世界における死刑反対運動を行っている。世界における市民の民主主義、自由、公正の推進を目指す。世界の88のNGO、その中には国際アムネスティ、国際人権委員会などを含む死刑反対世界協力組織を作っている。「中国への連帯」もアソシエーションであり、中国の民主化運動の支援活動を行っている】

www.abolition.fr、 www.worldcoalition.org、 www.solidarite-france-chine.net

(1) 「人体の不思議展」の中止を求める理由

世界のあちこちで「人体の不思議展」が開催されて、3000万人以上が見学している。その事業高は巨大である。最初の「人体の不思議展」は1995年にギュンター・フォン・ハーゲン博士が開催した。その成功で2億ドル稼いだ。それで真似をするところが出てきた。サンフランシスコ、韓国、台湾その他。そこで展示された人体はほとんどが人権を無視して作られたものである。教育の名目で人権を無視してよいのであろうか。

展示された人体は、多くの死体から組み合わせられたものである。心臓、肺、腎臓、肝臓などを寄せ集めて「美しい人体・骸骨」に仕上げている。これらの人体や器官はどこから調達したのか？フォン・ハーゲン博士は、それらの人体の多くが中国で死刑となった人々のものであることを否定はしていない。中国では毎年6000人が死刑となっている。また死刑囚から人体臓器売買のために、臓器を取り出していると言われ、腎臓は6200ドル、肺は15万ドルで「市場」で売られている。

香港の解剖学技術財団などは、「人体の不思議展」を科学的、教育的目的に合致しているというが、「人体の不思議展」は、教育的、非営利目的でもないし、科学研究目的でもない。

「人体の不思議展」は、死体の出所の証明書も提示しない、つまりドナーが誰なのかもわからないものであり、商業営利目的なのである。驚くべきことに、人体の輸入に際しての通関手続きなどがなされていないのである。

これらはフランスの民法および刑法の違反である。死体展示の商業化は、倫理的道徳的な侵害であるばかりでなく、また臓器売買営利市場の問題

とも関連している。フランス法からすれば、人体を生体であろうと死体であろうと、営利目的で取り扱うことは許されない。民法第16-1-1条は「人体の尊厳は死んでからも継続する」とある。刑法もまた、第225-17条で「いかなる仕方であれ、死体の尊厳を傷つける者は、懲役および15万ユーロの罰金とする」と規定して死者の尊厳を守っている。

フランスでは2つの「人体の不思議展」開催請求があったが、国家倫理諮問会議の意見によって開催許可は下りなかった。意見の中では「第二次世界大戦における強制収容所での死体取扱いを思い起こさせずにはいられない」ものと記されている。「人体の不思議展」の死体展示は個人が誰だか明示されておらず、また明示することは人権に関わる、としている。「したがって、このような展示は、人権倫理の観点からふさわしくない」としている。

展示団体は、教育的な観点を強調している。しかし、教育は知の伝達のための方法と実践である。だから「教育は単に展示するということであってはならない」。また、プラスチックや樹脂の臓器や人体で十分である。「一般大衆むけの教育としては、決して本当の死体に頼ってはならない」。

(2) 人体を営利目的で利用してはならない

死体を営利目的化してはならない。展示会では「ユニーク」とか「本物の人体」などと強調した宣伝がなされた。フランスにおける「人体の不思議展」の主催者は商売目的を隠さず、次のように言っている。「この展示会では200万ユーロの収入があった。リヨンでは11万人の入場者、マルセイユでは3万5千人、パリでは最初の1週間で1万人が来場した。中止となった2つの展示会では30万人がくると計算していたのだが」。入場料（拝観料）は場所によって異なったが、7ユーロ、10ユーロ、15ユーロなどであった。

展示団体はまた、フランスにおいて、移植用の臓器寄付を促進するためにも、死体に対するタブーを打ち破るべきだと主張している。しかし、死体の出所も明示せずに、法で定めている人権擁護に違反しているのに、どうしてそのような主張をしているのであろうか？ またそれなら展示され

ている臓器をどうして病気移植のために使わなかったのであろうか？ 彼らの意見は、死者の臓器は治療と学問目的以外には絶対使用してはならないという医療法の規定にも矛盾している。仮に展示された人体が寄付だったとしても、医療のために使われるべきであり、骸骨踊りのような、センセーショナルな仕方、商業目的で展示されるべきではない。もっともらしい理由などを決してつけるべきではない。

2. 「人体の不思議展」開催に裁判所が中止命令(2009. 4. 21)

パリ大審裁判所は、リヨンの展示会以来、審議されていた「人体の不思議展」の開催を、人権侵害として、パリで開催予定の展示会の中止の判断をした。裁判所の決定によれば、「専門家と行政による第三者委員会より、人権侵害との決定がなされ、1日遅滞につき2万ユーロの罰金が科された」。これは5月から8月にかけて2カ所（マドレーヌ展示会場、バルクフロラル）で開催予定だったものである。17の人体を展示する予定であった。

主催者は「アメリカでもその他ヨーロッパでも、20カ所くらいで開催されており、中止させられていないのに」と不満を示した。展示会の宣伝文句は「わくわくすると同時に芸術的であり教育的」である。

展示人体の出所と誰だかが不明であること、商業目的であること、学問目的でないことが理由としてあげられている。

国家倫理審議会は次のように述べている。「とんでもないことである。人体は死後、ただ学問的観点から利用されるべきものであり、同意が必要である。フランスでは本人の同意なしには、そうしたことがあってはならない」。

国家倫理審議会は次の点を指摘している。

- 人体の商品化は、フランス人の権利の侵害であり、展示会が商業目的であることは明らかである。
- 開催目的が明確でない。
- 人体展示は見せ物業である。
- 「第二次世界大戦のときの強制収容所の死体取扱いを思い出さざるを得ない」

— 「人の死を、この世に匿名化して取り扱うことは、あるべき人間の尊厳を損なうものである。展示された人体は個人ではない。寄せ集めて作られている。人体の抜け殻に配慮欠いたやり方で展示することは文明社会で行うことではない。展示が倫理的な観点にかけていることは明らかである。

3. パリ控訴院決定(2009. 4. 30)

「アンコール・イベント社」は、2009年2月12日から5月10日まで、パリのマドレーヌ展示会場において、「人体の不思議展」を、教育目的学術目的として開催するとした。「中国との連帯」アソシエーションおよび「死刑反対会議」アソシエーションからパリ大審院に訴えがあり、2009年4月21日付命令によって、本件提示会の中止が決定された。

裁判官からは次のような指摘があった。

- 「アンコール・イベント社」に対して、パリのマドレーヌ展示会場での中国由来の死体と解剖片の展示は差し止める。命令実行遅滞1日につき2万ユーロの罰金。
- 同社は死体および解剖片のリストを法務官に提出すること。遅滞1日につき同額の罰金。
- 同社は、本件について訴訟(控訴)を起こしたことにより5万ユーロの罰金。
- 同社は、訴訟費用を負担しなければならない。同社は決定を不満としてさらに控訴。

民法16-1-1条では次のように明記されている。「人体の尊厳は死後も継続する。すなわち、死者の遺骸および火葬にふされて遺灰になっても、尊重され、尊厳と丁寧に取り扱われなければならない」。

これは公共の秩序の措置に関わることであるから、立法機関は生きた人体および遺体に対する保護を規定し、またそれらが侵害されざることがらであること、絶対的な尊厳があること、あらゆる人間社会で基本的な原則であることを認識する。この保護と理念は、学術目的または教育目的に遺骸を利用する場合でも例外ではない。

この尊厳に関して、葬儀社や宗教的儀式または異なる文化における儀式に関わること、墳墓から

ミイラを取り出し博物館で見学させること、聖遺物を展示することなどは、公共の秩序を乱したり、人々の憤激を引き起こすものでない限り、排除されない。現代科学に貢献する学術分野についても同様に拡大解釈され、専門家・学者に対してだけではなく、人々がその知的認識の増進に対する関心を高めるためにそうしたことに関わることができ

る。「人体の不思議展」は、人体を展示して、各種スポーツの格好をさせたり、身体的な活動に沿った内部機能の展示をしている。この目的のためにこれらの人体は部分的に、開かれ解剖されている。

これらの人体の多くが中国から調達されているのは明らかである。「アンコール・イベント社」は、香港の「解剖科学技術財団」による許可を受けていると明示している。

死体の保護、死体の尊厳のために、展示された死体が合法的根拠をもつのかどうか、生前に自分の死体の利用についての同意を得たのかどうかを明らかにされなければならない。

「アンコール・イベント社」は、それらの人体や器官は、同財団に所属する医学団体からの匿名の慈善的寄付によるものであると主張している。同財団は「すべての寄付者(またはその家族や後見人)は、譲渡された人体は解剖用であり医学研究のためのものであると、明確に提示されている(人体保存方法について情報を受け取っており、一般大衆の教育のために使われることを知らされている)」との証明書を添付している。さらに財団は「個人情報に秘密でなければならないから、決して公開されてはならないことを、財団は寄付者に保証する」と明記している。まさに、結果的に財団は寄付者(死体)が誰だかを明らかにすることはできない、というわけである。

したがって、人体の出所とその同意がされているのかを明らかにするという点では、財団の証明にはまったく根拠がなく、財団はもっとまじめに真摯に取り組まなければならない。

「アンコール・イベント社」は、次のような資料を提出した。

- 財団の説明文。【責任者の】署名が判読できないことが記載されていない。
- 財団の学術委員会委員長のエンファ・ユ医学

博士の履歴書（本人署名なし）。

— 説明文の要約。アメリカのワルター・ホフマン医師の但し書きあり。同医師は、アメリカでの「人体の不思議展」の学術医学コンサルタントである。彼によれば、訴訟対象となっている標本は、中国とアメリカの法律に基づいて取得されたものである。

財団の信用性とまじめさを示すものは見いだされないし、説明文の署名も判読できない。

「アンコール・イベント社」は証明できていない。しかし、人体の出所についてそれが不正でないこと、認定された死者の同意書を示す義務があり、また財団の信用性と由来などについて明らかにする義務がある。

当該展示会は、民法第16-1-1条に違反した条件と内容で組織されている。

したがって、「アンコール・イベント社」の展示は禁止される。同社は「死刑反対会議」と「中国への連帯」のそれぞれのアソシエーションにたいして、民事訴訟法第700条に基づき、3,000ユーロの支払いをすること。

民事訴訟法第699条に基づき、裁判費用は「アンコール・イベント社」が支払うものとする。

4. 民法の規定

展示会中止判決の根拠となった民法第16-1-1条は、民法第1編の第2章「人体の尊厳」の第16条のなかの条文である。以下、第2章第16条(第10項から13項目は第3章と別立てで遺伝学実験に関わる規定であるので割愛)を示す。

「第16条 法は人間の優先性を保障し、人間の尊厳に対するすべての侵害を禁止し、誕生以後の人間存在の尊厳を保障する。

第16-1条 各人はその身体が尊重される権利を持つ。人間の身体は不可侵である。人体、その一部、その生産物は、所有権の対象とならない。

第16-1-1条 人体への尊厳は死後も消滅しない。死者の遺骸および火葬に付された人体の遺灰もまた、敬意、尊厳、品位をもって取り扱われなければならない。

第16-2条 裁判官は、人体に対する不法な侵害や人体の各部位やその生産物、および死後に残さ

れたものにたいする不法行為を、禁止または中止させるためのあらゆる措置を定めることができる。第16-3条 医療の必要上または他人の治療目的のための例外的理由のため以外には、人体の全体性を侵害してはならない。当事者の同意を事前に得なければならない。ただし、治療的措置のために必要な状態で、直接的な同意がなされていない場合は除く。

第16-4条 人間存在の統合性に対する侵害はいかなることも許されない。人間の選別のための組織にたいする優生学的な行為は禁止される。生きて人間および死者と同じ遺伝子を持つ子供を誕生させる目的の処置はすべて禁止される。遺伝子的病気の阻止または治療のためを除いて、子孫を修正する目的でのいかなる遺伝子的な転換措置も禁止される。

第16-5条 人体、その一部その生産物にたいする所有権的な協定は無効である。

第16-6条 人間、肉体のサンプル、その生産物に対する実験を許された人に対しては、いかなる報酬も支給されない。

第16-7条 他人の代理で生殖妊娠する協定はいかなる場合も無効である。

第16-8条 身体の一部やその生産物を寄付した者、およびそれを受け取った者が誰であるかについてのいかなる情報も、漏らしてはならない。ドナーは受け取り側が誰であるか、また受け取り側はドナーが誰であるかを知ることができない。治療上必要がある場合、ドナー側と受け取り側のそれぞれの医師は、彼らが誰であるかの情報を受けることができる。

第16-9条 本章の規定は公的秩序のためのものである。」

第16条は、もともと死体の取り扱い、優性治療、臓器移植、遺伝子治療などについての規定である。この第16-1-1条は、2008年12月19日付の「埋葬法」改正に伴って、新たに挿入された条文である。土葬中心から火葬中心に移行することに対応した改正であった。したがって、「人体の不思議展」などを想定したものでは必ずしもないが、偶然ながら、この問題に対して適用され解釈された条項となったわけである。

5. 一般の反応

新聞「フランスソワール」のサイトで、フランスで行われた「人体の不思議展」のビデオを見ることができる（www.francesoir.fr）。瞥見する限り、人体標本は、皮を剥がれた状態で人体内部が見える状態で、チェスをしていたり、自転車に乗っていたり、スポーツをしていたり、様々なポーズを取らされている。また人体の胴体のスライスが展示されたりしている。明らかに、これらの人体は、一人だけでなく、いろいろなパーツを組み立てて一人の人体にしていることが見て取れる。

新聞「ルポワン」で展示についての読者の意見として次のようなものが載っている（2009.5.11）。

a. 文明国の決定だ。自分の身体が同じように展示されたらイヤだ。フランスは人体をそんな風に取り扱ってはならないと定めている最初の国だと思う。展示は蒙昧主義でしかない。（男性）

b. 人間への侵害だ。検死などは専門家にまかせるべきである。これをみたいという人は品が悪いことを自覚すべきだ。（匿名）

c. ファラオならいいのか。中国人がいけなくて、エジプト人のミイラなら目的が違うからいいのか。（女性）

d. 見て良かった。人体がわかったしそれは美しかった。人体を遺贈してくれた人に感謝する。展示会を再開してほしい。みんなまじめに見学していたと思う。子供もショックを受けるというよりもまじめな質問をしていた。（女性）

e. 医学生の見見。フランスでは死体解剖はあんな風には行わない。献体は医学医療の進歩のためになされるものである。1994年の生命倫理法では人体を営利目的に利用してはいけないと定めている。人体は他人の所有物ではない。（男性）

f. 中止に賛成。全体主義国家の犠牲者の皮剥死体でお金を稼ぐなんてとんでもない。いまは3Dなどで立体画像を見ることができるのだから。（匿名）

g. 問題なし。2年前にカナダのモントリオールで展示会を見た。騒ぎもなくのぞき見趣味もなかった。誰も写真を撮らず、尊敬をもって静かに見学していた。自分たちの人体機能を見て驚いたが、知る上では非常によい展示であった。（匿名）

また雑誌「フランスカトリック」は、つぎのような記事を載せている（要約、2009.3.2）。

リヨンやマルセイユで開催してパリで開かれている「人体の不思議展」に対しては、人類学博物館、科学館、全国倫理審議会（CCNE）などが反対を表明している。主催者のパスカル・ベルナルダン、もともとロックコンサートのプロデューサーであるが、展示会が商業目的であることをかくそうともしていない。インターネットで宣伝をしている。その中でパリ病院の外科医O.ガギー先生は、「見学すれば人体についてまったく見方が変わる。膝関節を手術した人が、見学して役に立った。」と話している。また宣伝ビデオでは、古代エジプトのミイラを展示しているのと同じだと言っている。しかし展示会のはぞき見趣味以外のなにものでもない。主催者は医学や教育という大儀名分を言っている。

見学したジャーナリストたちの意見としては「恐怖の博物館」だという指摘がある。人間の皮だけの展示もあるが、そのどこが教育的なのか。それはポルノグラフィに似ている。主催者は「アウシュビッツ財団」専務みたいだという声もある。入場に年齢制限がないのも問題だ。

たしかに「人体の不思議展」は人をたくさん集めた。アメリカでは300万人が見た。フランスでは30万人が見た。科学館のF.オウベル館長は「人間の姿はこんなわけのわからないものではない。展示会は科学や教育の名を借りたのぞき見主義でしかない。人間をこのように『固定化』して展示するのは人間の尊厳の侵害である」と非難している。

6. 医師会の反対表明

2009年4月29日付で、フランス全国医師会会長名で見解を発表した。以下のとおり。

「人体の不思議展」について

会員各位

皆様に「人体の不思議展」についての医師会の見解をお知らせします。この展示会は、実物の人体と臓器を公衆に展示してきました。

人体およびその機能についての知識は、人々に基本的な利益をもたらすものです。

にもかかわらず、展示者たちの特徴、展示会の

商業性、および展示人体と解剖片の出所について重大な疑問をわれわれは持つので、医師会としては、最大限の反対を表明するものです。

人々が人体解剖、とりわけ医学的新技術についての知識を持つための別の手段が存在しており、それはますます整備されつつあります。人間的存在についてはあるがままに認められ、その尊厳と尊敬は侵害されず、死後にも本人に適用され続けるものです。 敬具

会長 ミッシェル・レグマン」

7. おわりに

臓器移植などを所管するフランス国立生物医学局も「人体の不思議展」については懸念を持っている。展示されている17人の「人体」と人体片は、17人にとどまらず、何人のものが使われているのかは不明である。香港経由とのことだが、「人体」の全部が中国出自のものであることは疑いないとのことである。したがって、この問題は、中国での臓器移植「市場」が国際的に人権問題として取り上げられていることとリンクしているのである。明らかに東洋人の風貌をもったそれらの人体が見せ物になっているのを見ると、東洋人としては一抹の寂しさを禁じ得ない。もし、これらの展示された人体とそのパーツが日本人のものだとしたら、はたして日本社会の反応はどうであろうか。人権は人類一般に適用されるのであって、日本人にだけ適用して考えるものではない。

フランスでの「人体の不思議展」反対運動は、医療倫理、生命倫理、人権、臓器移植倫理問題、医療と営利性などの問題とも関連していることを明らかにした。開催阻止のために裁判を起こして、法的にも反対の根拠を明らかにするという取り組みは、「理性の国」のフランスのものだともいえよう。また医師会などが明確な反対を表明しているのも日本とは異なる。

日本では各地の少なからぬ医療関係団体、教育委員会、識者が「人体の不思議展」に協賛している。まさに、フランスの主催者同様に「医学的、教育的目的」という大義名分に短慮のために乗ったものであろう。死体取り扱いの法的位置づけ、臓器移植、遺伝子治療などに関する日本の法制度

体系から見ると、「人体の不思議展」はどのような法的解釈ができるのであろうか。識者のいっその議論を待ちたい。

また見学した一般大衆においては、さまざまな主観的な意味づけ（悪趣味だとか、勉強になったなどの感想）をしていることは、フランスでの反応を見ても明らかである。いわゆる「のぞき見趣味」とか「好奇心」とかについては、昔から常にあり、西洋でも日本でも「見せ物小屋」などで異形の者や奇形の者を登場させて人を集めたということがあった。しかし、それらには「教育的」とか大義名分を掲げていたわけではなかった。いわば商売あるいは生計のためにやっていたのである。営利事業それ自体が悪いわけではない。20年前ほどの映画「エレファントマン」は異形の者を見せ物にするといった問題がテーマであった。現在では、人権意識も高まり、そうした「見せ物」が容認されることはない。

今回、フランスにおいては、営利であっても（おそらく主催者側に明白な悪意があるわけではなく、考えが足りないだけなのであろうが）そうしたことが許されないという法的判断形式が示されたのである。しからば、非営利を装って「人体の不思議展」のようなスペクタクルを開催することは許されるのであろうか。それは、非営利組織は「社会的共通益」を実現するものだという含意を悪用したものである。そもそも非営利組織がこうした展示会企画を立てる動機はない。それはフランスで言うところの「悪しき啓蒙主義」であり、偽善である。また公的機関が同様の「展示会」を開催するであろうか。法と基本的人権、公益を守るという立場から、これもまたあり得ないであろう。今後も「ニセ公益」や「ニセ非営利」を装って、営利目的の事業をするということが増加するにちがいない。単純な区分けではなく、問題の是非を明確にした判断が人々に求められる。

フランスにおける判決は、そうした問題点を整理したものである。日本においても「人体の不思議展」が引き起こした様々な問題を議論し学んでいく上で、フランスにおけるこの問題の経過は参考になると思われる。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)